

## 学会奨励賞ワーキング・グループからの連絡

委員長 池上 甲一

学会奨励賞ワーキング・グループの任務は、「学会奨励賞」の運用ルールを作ることである。いくつかの学会の学会賞規程を集め、それを参考にしながら村研らしい学会賞のルール作りに努めた。

今回、ワーキング・グループ内の議論を経て、学会奨励賞の「運用規則」と「運用細則」のたたき台を作成し、理事会に諮った。そこでの議論はおおむね、『研究通信』の前号に記したような方向に収斂していった。すなわち、基本姿勢は学会としての「若手」の研究奨励にあること、したがって事大主義的・権威主義的なものにならないように、極力ゆるやかなルールとすること、研究奨励の精神を生かせるように、推薦しやすい形式（自薦・他薦を問わない）にすること、などの点である。

この議論を踏まえ、再度表現などのチェックをし、次回理事会において総会へ提案する原案を決定する予定である。

「運用規則」のたたき台の概略を示すと以下のとおりである。

1. 名称：「日本村落研究学会研究奨励賞」
2. 表彰対象者の資格：40歳代程度までで、2年以上継続の学会員
3. 選考対象業績：著書、論文、報告書
4. 選定と決定：「研究奨励賞選考委員会」で選定し、理事会で決定
5. 選考委員会：理事と理事以外の会員若干名ずつ、任期2年
6. 表彰：正賞（賞状）と副賞